

## ライフサイエンス研究基盤整備事業事務局設置要綱

2025（令和7）年4月1日制定

所 長 裁 定

### （目的）

第1条 この要綱は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所（以下「本研究所」という。）において文部科学省の委託業務「ライフサイエンス研究基盤整備事業に係る調査・分析業務」を実施するため、本研究所にライフサイエンス研究基盤整備事業事務局（以下「事務局」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 事務局は、文部科学省が所管する「研究開発施設共用等促進費補助金（ライフサイエンス研究の振興（ライフサイエンス研究基盤整備事業））」（以下「事業」という。）において実施するナショナルバイオリソースプロジェクト（以下「NBRP」という。）及びナショナルライフサイエンスデータベースプロジェクト（以下「NLDP」という。）の業務を所掌する。

### （組織）

第3条 事務局に、事務局長及び主査を置く。

- 2 事務局長は、事務局の業務を総括する。
- 3 主査は、NBRP 又は NLDP の業務の進捗管理等について総合調整を担う。
- 4 事務局にその他必要な職員を置く。

### （業務）

第4条 事務局は、事業の運営に係る次の事務を処理する。

- 一 課題審査に係る業務
- 二 課題評価に係る業務
- 三 課題管理に関する業務
- 四 完了（額の確定）に係る業務
- 五 調査分析に係る業務
- 六 その他事業運営の補助業務

### （連携）

第5条 事務局の業務は、管理部と連携して行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2025（令和7）年4月1日から施行する。
- 2 ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局設置要綱（2021（令和3）年4月1日所長裁定）は、廃止する。